

(参考資料)R7年度事業に係る提案一覧表

【医療分野】

No.	事業名	事業内容
1	医療施設・介護施設の再整備にかかる、建築物価高騰支援対策	築40年を超える病院建物の改築・増築・大規模修繕に対して、地域医療の継続安定を資することを目的に補助する。 【要件】 ①対象物件は、築40年を超える建物であること。 ②千葉県の建築再整備に関する補助事業の内示を受けること。(回復期リハビリテーション病棟等整備事業など) ③対象となる病院建物を隣接地以内にて改築すること、同一敷地内で増築整備・大規模改修すること。 ④当該病院の市区町村長が必要性を認めること。(意見書があること) ⑤予算額には限りがあるので、年度ごとに内示額が変化することに留意する。
2	医師宿舎施設整備事業	医師宿舎の新築及び設備整備を図る。
3	小児病床に対するの補償	小児病床に対するの補償
4	耐震化、病床改修費用補助	耐震化、病床改修費用補助
5	看護職員の資質の向上を図るための研修の実施	緩和ケア病棟の再開に向けて人材確保を行うと同時に、院内講師の負担軽減と最新の情報を取得し、看護教育システムを形成するために、以下を整備する (1) 大規模就職説明会への参加 (2) e-learningの活用とコンテンツの調整 (3) 外部講師招致 (4) 看護協会研修参加助成費

No.	事業名	事業内容
6	看護師・介護人材バンク事業（医療分）	<p>○市が実施する職業安定法に基づく職業紹介事業により、基礎自治体である市が実施し、効率的に看護・介護人材を確保する。本市はすでに介護人材を取り扱う無料職業紹介所を開設済みであり、同所において介護事業所及び訪問看護ステーションにおける看護師人材の確保を行う。</p> <p>○当該事業は、市が在宅医療・介護連携推進事業（介護保険地域支援事業）の「在宅医療・介護関係者に関する相談支援事業」の支援拠点として設置し、医師会に業務委託をしている在宅医療支援拠点において実施し在宅医療、介護に関する専門的知識を有する看護師で対応する。</p> <p>○本事業の付帯事業として以下を実施する。</p> <p>（1）人材バンク機能を有する登録サイトを構築し運営・潜在看護師等の復職に係る研修等</p> <p>（2）千葉県ナースセンター、福祉人材センターとの連携 ・千葉県看護協会他看護師間ネットワークの構築</p> <p>○看護、介護関係職能団体等との連携、及びその他看護師等養成機関等における医療介護連携、意思決定支援等の教育など、人材確保、看護、介護職の資質向上に資する事業を行い、登録サイトへのエントリー数を求人側、求職側双方において増加を図る。</p> <p>○エントリーした双方への頻繁な接触、同行支援を行う。</p>
7	中小規模病院及び施設等における看護管理者の危機管理能力強化研修事業	<p>災害時等における国の施策や動向、基本的な知識を学び、看護管理者としての危機管理能力を強化する研修を実施する。</p>
8	プラチナナースの活用促進事業	<p>○施設見学会</p> <p>（1）対象：50歳以上の看護職</p> <p>（2）内容：ナースセンターにて、施設と見学希望看護職の調整を行い、介護保険施設、訪問看護ステーション、居宅サービス事業所等の施設見学を実施</p> <p>○施設説明会</p> <p>（1）対象：病院及び訪問看護ステーションの看護管理者、人事担当者等</p> <p>（2）内容：講演会 講師 好事例の病院及び介護保険施設等管理者、労働局高齢者雇用確保専門支援員等 個別相談 就業相談推進アドバイザーによる具体的な助言・相談</p>
9	訪問看護ステーション管理者の管理能力育成事業	<p>○訪問看護ステーション労務管理者能力向上研修</p> <p>○訪問看護ステーション管理者経営サポート</p>
10	自治体保健師の確保・定着促進事業	<p>○自治体保健師の仕事説明会</p> <p>（1）対象：自治体保健師に関心がある学生や保護者、保健師として再就業を希望する者等</p> <p>（2）内容：県内3カ所にて、自治体の保健師活動紹介（講演）、自治体・保健師職能委員等による保健師活動の個別相談</p> <p>○新人保健師研修</p> <p>（1）対象：自治体の新人保健師 約100名</p> <p>（2）内容：①面接・家庭訪問・電話相談等の基本的な保健指導技術 ②母子保健、精神保健福祉、感染症等の領域別保健活動（オンライン・オンデマンド研修）</p>

No.	事業名	事業内容
11	訪問看護師育成補助事業	<p>○訪問看護師育成補助事業 訪問看護未経験看護師を雇用・育成する訪問看護ステーションに対し、育成に必要な外部研修受講のために、本来訪問で得られる収益の損失を補填する。</p> <p>(1) 補助対象者・・・訪問看護ステーションに就職して1年以内の訪問看護未経験看護師 (2) 補助対象経費・・・訪問看護未経験看護師の研修受講に係る人件費 (3) 補助対象研修 ①千葉県看護協会訪問看護師養成講習会（講義3日＋演習5日） ②全国訪問看護事業協会訪問看護師基礎研修会（1日） ③精神科訪問看護研修会（4日）</p>
12	過疎地における看護職員確保事業	<p>○既存の准看護師学校が行うサテライト教室による授業を認める。 当該地域の各病院内に「分校」として授業をネット動画配信する。</p> <p>○通学圏内（30分程度を想定）毎の主要な病院に病院実習引率看護師を配置する。 地元の病院で実習を行うためには実習引率看護師の確保が必要となる。「分校」の学生総数を年間11～12人と見積り、実習先病院と業務をシェアする事（実習が無い時は教務職員は病院業務を手伝う一方で実習がある時は実習先病院からも看護師を一時的に指導現場に回していただく等）で常勤教務を1～2人まで圧縮し、そこを公的資金で助成する。</p> <p>○市町村が行っている奨学金制度利用者が、サテライト教室を利用して卒業、資格を得て、当該市町村にある医療機関や介護施設に就職し3年以上働いた場合に、奨学金制度利用者の債務を免除することを前提に、県が市町村に交付金を支給。</p>
13	周産期医療体制整備事業	<p>(事業内容) 救命救急センターかつ母体搬送ネットワーク連携病院である病院に対して、NICUを設置した「地域周産期母子医療センター」に機能拡充するための開設準備経費のうち、開設前の人材確保・育成に係る経費について、所在市が補助を行い、周産期、新生児期に適切な医療を提供できる体制整備を図る。 R6年度：2,000,000円 R7～R9年度：年22,000,000円 補助率10/10の内、市1/2、県1/2</p>
14	千葉県病院薬剤師会会員施設における病院薬剤師の確保 (復職支援・薬学生への職業紹介)	<p>(1) 令和6年度の事業の薬学生（新卒者）に対する取り組みを発展させ、更に若年層（高校生）も対象とする。 (2) 効果的アプローチを行うため、復職支援を含む、病院薬剤師を選択しない理由、学生のニーズなどを調査 (3) 県内医療機関の薬剤師充足度の詳細を把握 (4) 県内薬学部との協業による、病院薬剤師を知ってもらう機会の検討 (5) 県内医療機関（病院薬剤師会会員病院）を紹介できる機会を設定</p>

(参考資料)R7年度事業に係る提案一覧表

【介護分野】

No.	事業名	事業内容
1	介護現場におけるハラスメント対策事業	(1) 事業者向けハラスメント対策説明会実施 (2) リーフレット作成 (3) 法律相談窓口の設置 (4) 介護職員向けハラスメント相談窓口の設置
2	介護現場におけるハラスメント対策について	(1) 事業者向けハラスメント対策説明会の実施 (2) リーフレットによる周知 (3) 法律相談窓口の設置 (4) 介護職員向けハラスメント相談窓口の設置 (5) 重要事項説明書の記載例公開
3	在宅医療・介護従事者ハラスメント対策推進事業	○事業所の複数訪問に係る費用補助の実施 複数の訪問介護員・訪問看護員などがハラスメントの恐れがある利用者宅を訪問した際に、利用者の同意を得られず介護報酬が算定されない場合に費用補助を行う。
4	在宅医療・介護従事者ハラスメント対策推進事業	○ハラスメント専用窓口の設置 利用者やその家族からのハラスメントに関する在宅医療・介護従事者専用の相談窓口を設置し、専門の相談員による相談対応等を行う。
5	在宅医療・介護従事者ハラスメント対策推進事業	○防犯機器導入費用助成 ボイスレコーダーや緊急呼び出し機能付き防犯ブザーなどハラスメント対策としてセキュリティ確保に必要な防犯機器の初期導入費用について助成する。
6	介護現場におけるハラスメント対策事業	(1) 事業者向けハラスメント対策説明会実施 (2) リーフレット作成 (3) 法律相談窓口の設置 (4) 介護職員向けハラスメント相談窓口の設置
7	介護現場におけるハラスメント対策事業	(1) 事業者向けハラスメント対策説明会実施 (2) リーフレット作成 (3) 法律相談窓口の設置 (4) 介護職員向けハラスメント相談窓口の設置
8	介護支援専門員法定研修に係る研修費用の助成	「千葉県介護人材確保対策事業費補助金交付要綱」において、介護職員初任者研修・実務者研修と同様に、「介護支援専門員、主任介護支援専門員の資格取得、更新に係る研修費用」を市町村が助成した場合に、その経費について補助する。
9		現在実施している千葉県人材確保対策事業費補助金の中の就業促進のための研修支援事業に介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資格取得及び資格の更新に係る費用の助成を含めて実施する。  (1) 介護支援専門員の資格取得に必要な費用および資格の更新に必要な費用 (2) 主任介護支援専門員の資格取得に必要な費用および資格の更新に必要な費用

No.	事業名	事業内容
10	介護職員初任者研修受講支援事業	<p>介護サービス事業所で現に勤務する介護職員が、介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修を受講した際に、負担した研修受講料を全額助成する。</p> <p>(1) 実施主体・・・市町村  (2) 補助対象者・・・介護サービス事業所に勤務する介護職員  (3) 対象経費・・・介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修の受講に要する経費（受講料、テキスト代）</p> <p>※交通費、郵送料、基本研修の再試験代、実地研修の再評価代、補講代を除く。</p>
11	介護職員研修受講支援事業	<p>介護職員研修受講者支援事業は、「量」（新規参入者）と「質」（就労者のスキルアップ）の両面の確保に寄与するものである。そのため、この事業の補助率、補助上限額を以下のように拡充し、介護人材の確保・定着をより強力に推進する。</p> <p>補助率：現行 研修受講費用の半額 →拡充後 研修受講費用全額の3/4  補助上限額：現行 初任者研修5万円、実務者研修10万円  →拡充後 初任者研修10万円、実務者研修15万円</p>
12	介護支援専門員法定研修に係る研修費用の助成について	<p>「千葉県介護人材確保対策事業費補助金交付要綱」において、介護職員初任者研修・実務者研修と同様に、「介護支援専門員、主任介護支援専門員の資格取得、更新に係る研修費用」を市町村が助成した場合に、その経費について補助する。</p>
13	介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資格の更新等に係る研修費用の補助	<p>介護支援専門員等の定着及び新たな人材の確保のため、介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資格の更新等に係る研修の費用について、補助を行う。交付の条件として、研修修了後、申請日までに6か月以上同一法人にて介護支援専門員等として勤務していることを付する。</p>
14	介護支援専門員の資格取得及び主任介護支援専門員研修の受講に係る費用等の補助について	<p>「千葉県介護人材確保対策事業費補助金」のうち「就業促進のための研修支援事業」について、「研修受講料に対し助成を行う事業」として「介護支援専門員の資格取得」・「主任介護支援専門員研修」・「各種更新研修」を追加し、市町村または研修実施主体等への補助とする。</p>
15	地域の支え合い・助け合い活動継続のための事務手続き等支援事業	<p>(1) 県内の申請書等の状況把握。申請書について、聞き取りやアンケートで意見を集約する。  (2) 市町村補助金等の申請書様式の収集。  (3) 市町村行政の申請状況や指導状況の情報を収集する。  (4) 市町村行政等と協働し、行政書士、税理士及び活動推進員など専門家の協力も得て市町村連合会やクラブへの指導を行う。  (5) 補助金等の書式については、市町村に対して高齢者が書きやすい書式を提案していく。</p>